告示

○法務省告示第百九十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ジェイソン・ミウラ・ラビット・トミタ

生年月日　千九百七十六年十一月二十九日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第百九十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、フィリピン共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ

生年月日　千九百七十五年十月十四日

国　籍　フィリピン共和国

○法務省告示第百九十九号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

一　指定を受けた者

氏　名　ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ

生年月日　千九百七十五年十月十四日

国　籍　フィリピン共和国

原資格国　フィリピン共和国

二　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものアメリカ合衆国ニューヨーク州において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第二百号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

氏　名　ジェームズ・マーティン・ターヴォ

生年月日　千九百四十七年一月三日

国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第二百一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、ブラジル連邦共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

氏　名　タマシロ・デイジ・ケイコ

生年月日　千九百六十年五月二十八日

国　籍　ブラジル連邦共和国

○法務省告示第二百二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所

島根県社会保険労務士会

島根県松江市母衣町五十五番地四

認証年月日

平成二十三年四月五日

○法務省告示第二百三号

福島富岡簡易裁判所の事務のうち刑事事件に関する事務が、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十八条の規定に基づき、平成二十三年四月二十二日から当分の間、いわき簡易裁判所において取り扱われるのに伴い、福島富岡区検察庁の事務は、その間、いわき区検察庁において取り扱われる。

平成二十三年四月二十一日

法務大臣　江田　五月

○外務省告示第百六十九号

平成二十二年十二月十五日、国際連合安全保障理事会において、イラク開発基金の枠組み等の六か月後の終了に関する次の決議が採択された。

平成二十三年四月二十一日

外務大臣　松本　剛明

（訳文）

二千十年十二月十五日に安全保障理事会がその第六千四百五十回会合において採択した決議第千九百五十六号（二千十年）

安全保障理事会は、

この決議に附属されている二千十年十二月八日付けイラク首相発安全保障理事会議長宛て書簡に留意し、

イラクにおける前向きな進展及び現在の状況が決議第六百六十一号（千九百九十年）の採択時の状況から大きく異なっていることを認識し、イラクの機関が強化されていることを認識し、さらに、決議第六百六十一号（千九百九十年）の採択前にイラクが保持していた国際的な地位と同等の地位を達成することの重要性を認識し、

イラク開発基金の枠組みの更なる延長は要請しないというイラク政府の約束を再確認するイラク首相発書簡を歓迎し、また、同書簡が、石油収入が引き続き公正でイラク国民の利益となるよう使用されること並びに移行の取決めが憲法並びに透明性、説明責任及び誠実性に関する国際的な最良の慣行に従ったものとなることを確実にするというイラク政府の約束も再確認していることを認識し、

イラクの資源が、イラク国民の利益のために透明性及び説明責任をもって利用されていることを確保するようイラク政府を支援するに当たり、イラク開発基金及び国際諮問監視理事会の重要な役割並びに決議第千四百八十三号（二千三年）20及び22の規定を認識し、また、イラクが、イラク開発基金及び国際諮問監視理事会に替わる取決めへの移行を完成させる必要性を強調し、

国際連合憲章第七章の下で行動して、

1　石油、石油製品及び天然ガスの輸出販売からの収益をイラク開発基金へ入金するために決議第千四百八十三号（二千三年）20の規定で設立された枠組み及び国際諮問監視理事会によるイラク開発基金の監視のために決議第千四百八十三号（二千三年）12及び決議第千五百四十六号（二千四年）24に規定される枠組みを二千十一年六月三十日に終了させることを決定する。さらに、決議第千五百四十六号（二千四年）27の規定に定める例外に従うことを条件として、決議第千四百八十三号（二千三年）23の規定に記された資金、金融資産及び経済資源の観点を含め、同決議22の規定は同じ期限まで適用され続けることを決定する。

2　イラク開発基金の枠組みの更なる延長を要請しないというイラク政府の決定を歓迎及び確認し、さらに、これがイラク開発基金の枠組みの最後の延長であることを決定する。

3　決議第千四百八十三号（二千三年）20の規定で設立された、石油、石油製品及び天然ガスの輸出販売からの全ての収益はイラク開発基金へ入金されるとの要件は、二千十一年六月三十日以降はもはや適用されないことを決定し、決議第千四百八十三号（二千三年）21の規定で設立された、石油、石油製品及び天然ガスの全ての輸出販売の収益の5％が、決議第六百八十七号（千九百九十一年）及びそれ以降の決議に従い設立された賠償基金に入金されるとの要件は引き続き適用されることを確認し、さらに、サービス提供者に対してなされた石油、石油製品及び天然ガスのいかなる非金銭的支払いもその価値の5％を賠償基金に入金されること、また、イラク政府及び国際連合賠償委員会の運営委員会が、賠償基金に支払いがなされることを確保する方法に対する権限の行使において別段の決定を行わない限り、上記の要件はイラク政府を拘束することを決定する。